

寄附金の残余財産価額不算入、所得税額の控除及びみなし配当金額の一部の控除に関する明細書

法人名	
-----	--

I 寄附金の残余財産価額不算入に関する明細書				
寄附した日	寄附先	寄附先との関係	寄附金の使途	寄附金額
				1
				円
計				

II 所得税額の控除に関する明細書				
区 分		収入金額	①について課される所得税額	②のうち控除を受ける所得税額
		①	②	③
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	2	円	円	円
公社債の利子等	3			
剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配（みなし配当等を除く。）	4			
集団投資信託（合同運用信託を除く。）の収益の分配	5			
その他	6			
計	7			

その他に係る控除を受ける所得税額の明細					
支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	収入金額	控除を受ける所得税額	参 考
			8	9	
		昭平 . .	円	円	
		昭平 . .			
		昭平 . .			
		昭平 . .			
計					

III みなし配当金額の一部の控除に関する明細書			
法人名	解散の年月日	みなし配当金額	(10)の25%相当額
		10	11
	昭 . .	円	円
	昭 . .		
計			

## 別表二十（四）の記載の仕方

### 1 寄附金の残余財産価額不算入に関する明細書

この明細書は、内国法人である普通法人又は協同組合等（以下「内国普通法人等」といいます。）が清算中にした寄附金のうち法第95条第1項ただし書（寄附金の残余財産価額への不算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。

### 2 所得税額の控除に関する明細書

(1) この明細書は、内国普通法人等が清算中に収入した利子等について所得税を課された場合において、法第100条第1項（解散の場合の清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除）の規定の適用を受けるときに記載します。

(2) 「区分」の「公社債の利子等3」には、公債又は社債の利子のほか、昭和42年7月1日以後に発行された割引債（電信電話債券にあつては、昭和42年10月1日以後に発行されたものに限ります。）に係る償還差益（短期公債以外の公債又は社債に限ります。）がある場合には、その償還差益を含めて記載します。

(3) 「区分」の「その他6」には、所得税法第174条第3号から第10号までに規定する給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場合並びに懸賞金の額、みなし配当等の額及び短期公債に係る償還差益の額がある場合に、それらの金額を記載します。

(4) 「収入金額①」には、当期中に支払を受ける金額（所得税込みの金額をいい、利子については、当期末までにその利払期の到来しているものに限ります。）を記載し、「①について課される所得税額②」には、その金額について課される所得税の金額を記載します。

(5) 「②のうち控除を受ける所得税額③」は、次に

より記載します。

イ 「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配2」及び「その他6」には、「①について課される所得税額②」の金額をそのまま記載します。

ロ 「公社債の利子等3」、「剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配（みなし配当等を除く。）4」及び「集団投資信託（合同運用信託を除く。）の収益の分配5」には、利子配当等の計算期間のうち元本を所有していた期間に対応する部分の額を令第140条の2第2項による場合又は令第140条の2第3項による場合のいずれかの方法により計算して記載します。

(6) 「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」には、「区分」の「その他6」に記載した給付補てん金等について、その内訳を記載します。この場合、「控除を受ける所得税額9」には、その収入金額について源泉徴収された所得税の額を記載し、また、「参考」には、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配、みなし配当などの別、源泉徴収された所得税額を証明する書類の有無、その他控除税額の計算について参考となるような事項を記載します。

なお、この欄に記載しきれないときは、その明細をこの内訳の様式により別紙に記載して添付してください。

### 3 みなし配当金額の一部の控除に関する明細書

この明細書は、内国普通法人等が清算中において、昭和42年改正前の法第101条第1項（解散の場合の清算所得に対する法人税額からのみなし配当金額の一部の控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。